

動物取扱業の登録取消について

1 概要

平成22年3月15日、付近住民から犬の鳴き声に係る苦情が寄せられ、動物愛護管理センター担当職員が立入調査したところ、飼養施設の定期的な清掃等が実施されておらず劣悪な環境で犬の飼育が認められた。

早急な対応が必要なことから、事業者に対して週1回以上の立入調査（延べ24回）と指導及び行政処分（勧告、命令）を実施してきたが、事業者の高齢化等もあり改善がなされなかったため、6月17日事業者に対して業務の停止命令、さらに、7月8日に登録を取消した。

2 事業者

- 1) 動物取扱業者 種別（販売）82才 男性
- 2) 飼養施設の住所 徳島市
- 3) 登録年月日 平成19年5月31日（登録日より5年間有効）
- 4) 飼養頭数 犬92頭（最多飼養時）

3 違反内容

1) 動物愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の基準遵守義務違反（環境大臣が定める「動物の管理方法との細目」が遵守されていない。）

5) 法に基づく命令又は法に基づく処分に違反した（法第23条に基づき命令を行ったが、これに違反し、改善が見られない。）。

5. 行政処分に至る経過（別紙のとおり）

6. 動物救済対策

行政として、事業者に対して登録の取消し手続きを進める一方で、動物愛護の観点から、劣悪な環境からの犬の救済対策が必要であると判断し、動物愛護推進協議会に諮るとともに、（社）徳島県獣医師会や動物愛護団体等と協力しながら動物の救済対策を実施した。

動物の一時避難場所は、動物愛護管理センターとし、動物愛護推進協議会を主体として譲渡会や動物病院等を通じてその譲渡に努めた（10月31日現在、未譲渡数1頭）。

7 課題など

1) 行政処分措置とは別に動物取扱業の不適正な飼養事案においては動物の救済措置が大きな懸案事項となる。

2) 不適正な飼養により第21条第1項の基準遵守義務違反となる場合、法第23条に基づき勧告、命令と措置することとなる。

また、この命令に違反した場合、法第46条に基づき罰金（30万円）に処するとされており、告発の手順を経て警察当局に委ねることとなる。

今回、警察当局と協議したが、不調に終わった。事業者が高齢なことも要因であったが、罰金が低額であることも要因の一つと思われる。

3) 行政目的は、登録の取消ではなく、事業者における動物の適正な飼養のための改善とそれができない場合の動物救済である。今回、事業者が廃業の意向がなく、動物の所有権にこだわったことから最終的に登録の取消にまで至ったが、取消が容易にできたとしても行政目的が達成されるかはその事例によって流動的であると思われる。

行政処分に至る経過

3月15日 付近住民から苦情

4月8日 初回指導

4月30日 勧告（法第23条第1項）

5月14日 勧告に係る期限

狂犬病予防法に基づく登録・注射指導（文書）

措置命令に係る弁明機会の付与通知

5月20日 措置命令に係る弁明書提出期限→（提出なし）

※ 告発を検討するも警察当局との協議不調

5月28日 措置命令（法第23条第3項）

5月11日 措置命令に係る期限

業務停止命令に係る弁明機会の付与通知

6月16日 業務停止命令に係る弁明書提出期限→（提出なし）

6月17日 業務停止命令（法19条第1項第5号）（6月30日まで）

所有権放棄書及び確約書受領

6月23日 ワクチン接種開始（センターへの収容準備）59頭注射済

6月30日 **登録の取消しに係る聴聞通知**

7月5日 **登録取消しに係る聴聞**

動物愛護推進協議会開催の資料提供

7月8日 登録の取消し（法第19条第1項第5号）

登録取消しについて資料提供

推進協議会開催（県庁）

7月9日 残った犬全頭について、救済開始

動物愛護管理センターへ一時的に収容

7月31日 動物愛護推進協議会主催譲渡会